

(別紙2)

未収金回収業務委託の基本契約書に関する覚書(案)

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、平成 年 月 日締結の未収金回収業務委託の基本契約書第
2条について、甲が委託する債権の範囲及び債権管理回収業に関する特別措置法(サー
ビサー法)第二条第一項における該号を下記の通り明確にする事とし、本覚書を作成す
る。

記

1. 委託債権の範囲

甲は、甲を貸付者とする下記事業に係る債権に限定して乙へ委託するものとする。

(1) 高等学校奨学金貸与事業

2. 上記委託債権は債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第二条第一項二
十二号3-9及び第二条第一項二十二号3-10(下記条文抜粋)に該当する債権であ
る。

(定義)

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

二十二 前各号に掲げる金銭債権に類し又は密接に関連するものとして政令で定めるもの

22号3-9 奨学金給付公益法人(文化省指定のものに限る)が有する学資の貸付債権

22号3-10 特定金銭債権の債務者が支払うべき執行費用、その他の回収に係る費用の償還請求権

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙

(別紙2)

未収金回収業務委託の基本契約書に関する覚書(案)

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、平成 年 月 日締結の未収金回収業務委託の基本契約書第2条について、甲が委託する債権の範囲及び債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第二条第一項における該号を下記の通り明確にする事とし、本覚書を作成する。

記

1. 委託債権の範囲

甲は、甲を貸付者とする下記事業に係る債権に限定して乙へ委託するものとする。

(1) 高校育英奨学金貸与事業

2. 上記委託債権は債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第二条第一項二十二号3-9及び第二条第一項二十二号3-10(下記条文抜粋)に該当する債権である。

(定義)

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

二十二 前各号に掲げる金銭債権に類し又は密接に関連するものとして政令で定めるもの

22号3-9 奨学金給付公益法人(文化省指定のものに限る)が有する学資の貸付債権

22号3-10 特定金銭債権の債務者が支払うべき執行費用、その他の回収に係る費用の償還請求権

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙

(別紙2)

未収金回収業務委託の基本契約書に関する覚書(案)

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、平成 年 月 日締結の未収金回収業務委託の基本契約書第2条について、甲が委託する債権の範囲及び債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第二条第一項における該号を下記の通り明確にする事とし、本覚書を作成する。

記

1. 委託債権の範囲

甲は、甲を貸付者とする下記事業に係る債権に限定して乙へ委託するものとする。

(1) 奨学金貸与等事業

2. 上記委託債権は債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第二条第一項二十二号3-9及び第二条第一項二十二号3-10(下記条文抜粋)に該当する債権である。

(定義)

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

二十二 前各号に掲げる金銭債権に類し又は密接に関連するものとして政令で定めるもの

22号3-9 奨学金給付公益法人(文化省指定のものに限る)が有する学資の貸付債権

22号3-10 特定金銭債権の債務者が支払うべき執行費用、その他の回収に係る費用の償還請求権

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙